

役員のための財務税務会社法ニュース

太陽 ASG マネジメントリポート

今回のテーマ： 自社株に係る相続税納税猶予制度の手続実務

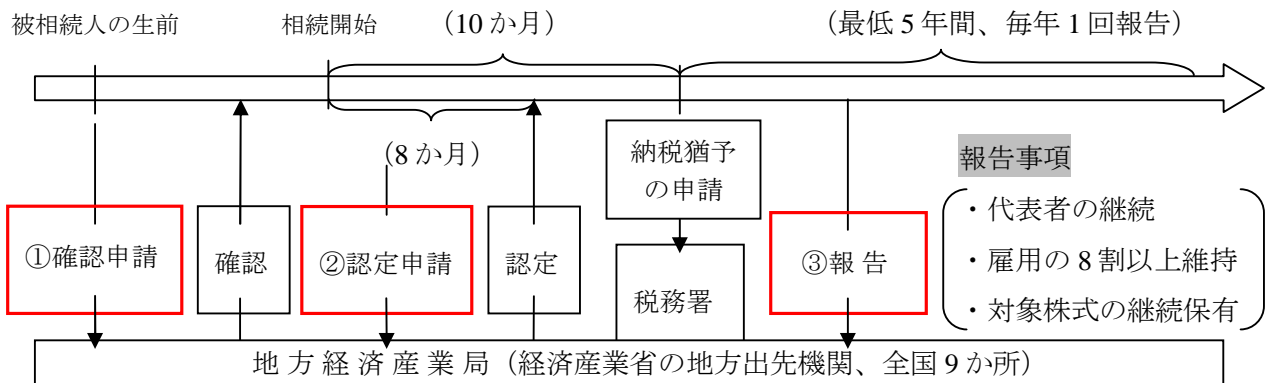
自社株に係る相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けるためには、税務署への申請等以外に、経済産業局に事前確認、認定、報告手続が必要です。

1. 適用会社の要件

中小企業基本法に規定する中小企業者のうち、次のすべての要件に該当する会社。

『常時使用従業員1名以上』・『資産管理会社等（事業実態がある会社を除く。）に該当しないこと』・『風俗営業会社に該当しないこと』・『総収入金額が0円を超えること』その他一定の要件。

2. 全体像（相続税の納税猶予のみを受ける場合）



1) 各手続きの概要

	①確認申請手続	②認定申請手続	③報告手続
手続を行う時点	相続開始前	相続後8か月以内	相続税申告期限から1年を経過するごとの翌日から1月以内
申請・報告をする者	中小企業者（対象会社）		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ・会社、代表者、後継者の一定要件 ・株式等承継の具体的計画 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社、相続人、被相続人の一定要件 ・確認申請手続が済んでいる事 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定取消事由に該当しない事 など

2) 手続上の留意点

- ・『確認申請手続』は、窓口への提出のほか郵送や電子申請でも受け付け可能です。
- ・『確認を受けた事項』に変更が生じた場合、一旦確認の取消し申請を行い、再度、新たな確認申請を行います。
- ・『報告手続』について、報告漏れがあった場合や、虚偽の記載があった場合には認定が取消されます。なお、認定取消しを受けた場合、再度の申請はできません。

お見逃しなく！

1. 贈与税の納税猶予についても、相続税と同様に経済産業局への諸手続が定められています。
2. 中小企業庁HP (<http://www.chusho.meti.go.jp/>) に申請・報告書記載マニュアル+各種書類様式が掲載されています。